

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じてめざすべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現をめざし、先進的な取り組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

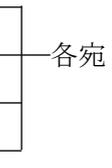
記

1. 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
2. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
3. 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣



各宛

若者のオーバードーズ(医薬品の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

記

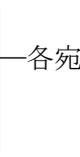
1. 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども(高校生・中学生等)である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
2. 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
3. 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
4. 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
孤独・孤立対策担当大臣



各宛

パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の 実現に関する決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において多くの民間人の尊い命が奪われ、著しい人道危機が続いている。

ガザ地区北部から始まったイスラエル軍の地上作戦は、ガザ地区全域で展開され、本年2月には最南部のラファに達した。ラファには行き場を失った100万人以上の避難民が押し寄せており、ラファでの地上作戦によって、民間人の被害が一層拡大することが懸念されている。また、避難民の隣接国への大量流入により、紛争が周辺国にも拡大することも危惧されている。

よって、堺市議会は、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者及び国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

1. 人道目的の停戦及び人質の即時・無条件の解放
2. 国際人道法を含む国際法の遵守
3. 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

以上、決議する。

令和6年3月27日

堺市議会

令和6年度堺市一般会計予算の執行に対する要望決議

令和6年第1回堺市議会（定例会）において、本市議会は予算審査特別委員会を設置し、慎重かつ精緻な予算審査を誠実かつ適正に行ってきたところである。

その結果、本日の本会議において、議案第1号「令和6年度堺市一般会計予算」を修正可決したところである。

しかしながらその後、市長において、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議の発議がなされ、採決の結果、同条第3項の規定により、議案第1号「令和6年度堺市一般会計予算」は、原案審議となったものである。

このような経過を踏まえ、市長及び市執行部においては、本市議会において可決した議案第1号「令和6年度堺市一般会計予算」については、各会派の意見を踏まえ、慎重かつ適正に執行することを強く求め、下記事項について、ここに決議する。

記

1. 歳出予算中、第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費中、SMIプロジェクト推進事業のうち、SMI都心ライン実証実験に関する費用及び実証実験に係る調査分析費用200,300,000円については、真に堺都心部の魅力を大きく向上させるため、今期定例会における議会からの指摘事項を真摯に受け止め、まちづくりと一体での政策推進となるよう十分検討・精査すること。
2. SMI都心ライン実証実験に関する予算を執行するにあたっては、都心の公共交通のあり方を阪堺鉄軌道も含めて明確にすること。
3. SMI都心ライン実証実験に関する予算を執行するにあたっては、地域住民の幅広い意見を聞くこと。
4. 「公共交通検討会議のとりまとめ」の結論をあらためて明確にすること。
5. これまでのSMI都心ライン実証実験の総括をおこない、都心の賑わいや回遊性向上の視点で検証・公開すること。
6. SMI都心ライン等導入計画を策定して事業の全体予算を示すとともに、沿線地域への集客を図る具体的な手法を示すこと。

令和6年3月27日

堺市議会

堺市長 宛

学校体育館への空調設置に係る補助事業の 期間延長を求める意見書

本年1月1日に発災した能登半島地震において、尊い人命が失われた。また多くの被災者が長期に亘る避難生活を余儀なくされた。

本市においては、南海トラフ巨大地震や上町断層帯の直下型地震が想定されており、避難所の環境保全の重要性は高く、避難所として指定されている小中学校、高等学校においても、体育館が活用できるように早急な空調整備の設置が求められてきた。そこで本市では、2025年度から5か年で市立の小中学校、高等学校及び支援学校の体育館に空調を整備することとなっている。

現在国においては、学校体育館への空調設備の設置に係る補助事業として、緊急防災・減災事業債や学校施設環境改善交付金がある。しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である2025年の時点で、緊急防災・減災事業債は終了、学校施設環境改善交付金は補助率の3分の1から2分の1への拡充期間が終了する予定となっている。

文部科学省がとりまとめた公立学校施設の空調設備設置状況を見ても、2022年9月1日時点において、全国の公立小中学校の体育館等への空調設備設置率は11.9%となっており、拡充には相当の期間を要するものと想定される。

よって本市議会は、国において下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。
2. 学校施設環境改善交付金の屋内運動場への補助率2分の1の期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

各宛

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築をめざし、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
共生社会担当大臣

各宛

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

1. 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
2. IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
3. 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
デジタル大臣

各宛

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、上水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行をめざして、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式(ウォーターPPP)を導入することとした。

更に政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりやすいこと等がある。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行をめざしてのウォーターPPPの導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

1. 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 社会資本整備総合交付金の交付について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取り組み状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(地方創生)

各宛

性暴力救援センター大阪SACHICOの存続と 体制強化を求める意見書

性暴力救援センター大阪SACHICOは、日本初の病院拠点型のワンストップ支援センターとして、2010年度から14年間、松原市の阪南中央病院内にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきた。電話相談件数52,198件、来所のべ件数14,610件、診療及び支援した実人数3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。特に幼いこどもの被害者の診察、治療、寄り添いが行える高い専門性とスキルを有している医師や相談員がしっかりと被害者救済を行ってきた。

このように必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきた。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつ、SACHICOでの診察に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられていたと言える。昨今、医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関での負担は限界を超えている。現SACHICOは2025年3月末で阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、すでに現在も個人クリニックの善意で対応する状況となっている。大阪府下にはSACHICOと連携する医療機関が10機関あるが、いずれにしても性暴力被害者のすべてに対応できているとは言えない状況である。また、これまでSACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいとされている。

よって、本市議会は大阪府に対して、以下の点を強く求め、早急に対処することを要望する。

記

1. 2025年3月末をもって阪南中央病院から撤退せざるを得ない性暴力救援センター大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障して、持続可能なワンストップセンターの機能を維持すること。
2. ワンストップセンターについて府下の公立病院を中心に複数の拠点を置き、医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

堺市議会

大 阪 府 知 事 宛

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺(気管支や肺胞)は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル(健康な状態と要介護状態の中間段階)に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患(狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患)、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究(NICE study)の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人ととどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組みを強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1. 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- (1)地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底
- (2)画像検査(胸部X線や胸部CT検査)とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

2. 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- (1)地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組み推進へのインセンティブ制度の導入。
- (2)COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- (3)COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

3. COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- (1)COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
- (2)COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

各宛

コメの安定供給の確保と便乗値上げを防止する制度の 確立を求める意見書

今夏、スーパーなどの量販店において、一部コメが販売されない店舗が多数見受けられ、またコメの価格が 2 割以上、場合によっては倍の価格に値上がりする状況となっている。その原因としては、昨年の米作地帯での暑さや渇水によるコメの不作、またコロナ禍で落ち込んでいた外食需要の回復、さらに 8 月の宮崎地震から、南海トラフの巨大地震注意の「臨時情報」などが発せられたことによって、家庭での備蓄が行われたことが影響していると見られている。

しかしながら、6 月末時点でのコメの民間在庫量は 156 万トンで、1999 年以来の統計上最も少ないとされているが、専門家によれば、一部の卸売業者で在庫確保の奪い合いが起きたものの市場全体ではコメは足りているとされている。また 2024 年産の新米がそろそろ出回る時期となっており、相場も落ちつくだろうと推測されている。

しかしながら、今年の猛暑を見ても、また地震や台風などの災害によるコメの不作は来年以降も発生するものと考えられる。その際、民間のコメの在庫に加えて農林水産省は備蓄米を有しており、今年 7 月 30 日に農林水産省は、原料米不足のため、加工原材料用として緊急的に備蓄米 1 万トンの販売を公表した。このように市場の量販店でコメが不足している場合、政府は速やかに、民間在庫の状況を鑑みて、農林水産省の備蓄米の放出を行うなど対策を講じて、コメの安定供給を確保する必要がある。さらには一時的なコメ不足の事態にコメの価格の便乗値上げが行われないよう、便乗値上げの防止を行う制度を確立する必要があるため、政府において早急に対処されることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 27 日

堺 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣

各宛

沖縄県で相次ぐ米軍構成員等による女性への 性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。本件は、被害者が未成年であったことから保護者をはじめ地域社会に不安と衝撃を与えている。また、同事案の発覚に伴い、2023年1月から2024年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に沖縄県民の怒りが広がっている。

沖縄県は、本土復帰後、2022年度までの50年間で米軍人・軍属等による殺人や強制性交等の凶悪犯は、判明しているだけで584件、強制わいせつなどの風俗犯は79件にも上り、後を絶たない状況にある。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。断じて許すことはできない。さらに基地周辺住民に与えた衝撃と不安は計り知れず最も厳しい言葉で抗議する。

被害者やご家族、関係者のプライバシー保護は最優先しなければならないが、情報提供がなければ自治体は住民を守る対策を講じることもできず、今回、迅速な情報提供がなかったことは誠に遺憾である。

1995年に沖縄で起きた米兵による少女暴行事件を受け、日米両政府が合意し、「事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限とするため、在日米軍に係る事件・事故の発生の情報を、日本側及び地域社会に対して正確かつ直ちに提供することが重要であると認識する」と明記している。しかしながら、神奈川、青森、山口、長崎でも、ここ数年で、米兵ら軍関係者が、強制性交致傷や不同意わいせつの疑いなどで書類送検されたり、逮捕されたりしていたが、この合意が反故にされている。

よって、本市議会は下記の事項が速やかに実現されるよう日本政府に強く求める。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
2. 被害者への丁寧な精神的ケアを行うこと。
3. 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を示すこと。
4. 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、都道府県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣—各宛
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)—

より良い教育に向けた持続可能な学校の実現をめざす意見

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）適用の教員については上限が守られない状態が続いている。

こうした中、「骨太方針2024」では、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めるとともに、2025年通常国会に教職調整額の水準の引上げや各種手当の改善を内容とした給特法改正案を提出し、教員の処遇を抜本的に改善するとしている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、「骨太方針2024」の実現が必要だが、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせない。

よって、国会及び政府に対し、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、教員の長時間労働是正に資する以下の政策実行を求める。

記

1. 教員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すとともに、下記の事項に取り組むこと。
 - (1) 部活動の地域移行を進めるために必要な財源を措置すること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、教員が教育活動に専念できるよう、教育以外の業務の見直しが進むよう支援すること。
2. 教職員定数を改善すること。
3. 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
4. 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。
5. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣—各宛
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣